## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告理由は別紙抗告理由記載のとおりである。

〈要旨〉譲渡禁止の仮処分は仮処分債権者の保護を目的とするものにすぎないから、その効力もその目的の範囲にと〈/要旨〉どむべきである。したがつて禁止に反反て仮処分債務者がした譲渡もこれを絶対に無効とすべきではなく、譲渡をもつた処分債権者に対抗することができないにすぎず、その他の関係では完全に効力をするものというべきである。そして、強制執行手続は一種の譲渡手続であるから、有いるものというべきである。そして、強制執行手続は一種の譲渡手続である。というべきである。というである。ただ競落人はその所有権取得をもつて絶対に無効とはいえない。ただ競落人の所有権取得を記の持済を競落人の自動を要せず単独で申請できるものというべきである。したがつて、右不動産に強制になったときには、競落人の所有権取得登記の抹消を競落人の制造できる状態になったときには、競落人の所有権取得登記の抹消を競落人の開始できる状態になったときには、競落人の所有権取得登記の抹消を競落人の開始進行を要せず単独で申請できるものというべきである。したがつて、由いるものと解する。

だれなら本件抗告は理由がないから主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 斉藤規矩三 裁判官 石井義彦 裁判官 佐藤幸太郎)